

一般競争入札における質疑応答について

業務名：令和6年度大阪府後期高齢者医療重複・頻回受診者及び生活習慣病重症化予防訪問等指導業務

入札日：令和6年3月18日（月）

No.	質問	回答
1	仕様書4ページ 8. 業務の詳細 B：生活習慣病重症化予防対象者への保健指導 「糖尿病性腎症重症化予防の場合は、原則、通知書を送付した対象者全員に、通知書を送付してから1か月以内に、訪問により保健指導を実施する。」とありますが、通知後1か月以内に最低1回以上は対象者全員を訪問することが必須と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	仕様書4ページ 8. 業務の詳細 B：生活習慣病重症化予防対象者への保健指導 糖尿病性腎症重症化予防の対象者については、一人でも多く重症化予防のための介入機会を得るため、事前のアポイントなしでの訪問が前提と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3	仕様書4ページ 8. 業務の詳細 B：生活習慣病重症化予防対象者への保健指導 対象者への通知は年4回發送されると思われませんが、同一人物となる対象者が複数回通知發送されることはありますでしょうか。その場合、保健指導を拒否で終了、または複数回の訪問で不在終了となっていた対象者についても、再訪問が不要となりますでしょうか。	基本的に前回通知者は除外しているため、重複する想定はない。万が一重複者がいた場合はお見込みのとおり。
4	仕様書4ページ 8. 業務の詳細 B：生活習慣病重症化予防対象者への保健指導 糖尿病性腎症重症化予防と高血圧症重症化予防の対象者が両方に重複該当し、且つ訪問指導に至れた場合は、指導記録の報告は腎症と高血圧の両方を、実績のカウントは訪問指導のみ、という認識でよろしいでしょうか。	実績のカウントも糖尿病性腎症と高血圧に計上。
5	仕様書4ページ 8. 業務の詳細 B：生活習慣病重症化予防対象者への保健指導 別紙1へ示されるスケジュールに従い、4回目となる通知發送対象者のリストは令和7年3月に提供され、このうち糖尿病性腎症重症化予防対象者への訪問は同3月末までに完了させるという認識でよろしいでしょうか。	4回目の通知者リストは2月中旬に提供し、3月末までに訪問を完了させること。

No.	質問	回答
6	<p>仕様書5ページ 8. 業務の詳細 B : 生活習慣病重症化予防対象者への保健指導</p> <p>「高血圧症重症化予防の場合は、通知書を送付した対象者からの相談希望の連絡を受託者が受け付け」とありますが、重症化予防対象者への通知書には受託者の問い合わせ先番号を掲載することを前提とし、受託者はこの問い合わせ先を予め準備しておくという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、この問い合わせ先については、対象者に費用が発生しないフリーダイヤルとしておく前提でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
7	<p>仕様書6ページ 10. 業務にかかる指導員の確保等</p> <p>「本業務の対象者は大阪府内全域を想定していることから、受託者は、本業務を円滑に遂行できる十分な人数の指導員を確保し従事させること。」とありますが、過去の実績等から、配置が必要と想定される指導員人数の下限や規模感をお示しください。</p>	<p>配置する指導員数の下限は設定していないが、参考として令和5年度の実績は以下のとおり。</p> <p>配置指導員の人数：30名</p>
8	<p>仕様書6ページ 10. 業務にかかる指導員の確保等</p> <p>「業務にかかる指導員の名簿を広域連合に提出すること。」とありますが、指導員名簿の提出は業務開始時までに提出の必要があるという認識でよろしいでしょうか。（追加・変更時は適宜提出）</p>	お見込みのとおり。
9	<p>入札時および請求時の金額根拠</p> <p>入札時の金額は仕様書へ記載される通知数や人数等（7. 費用の請求へ記載される件数等）の上限を数量とした総額となり、業務完了後の請求時に実績に基づく数量分のみを請求するという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。